

「認定こども園制度」について

「認定こども園」について

認定こども園制度は、少子化の進行や教育・保育に対するニーズの多様化に応えるため、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを、都道府県が認定

① 教育及び保育を一体的に提供

② 地域における子育て支援の実施

【認定件数の現状】(平成19年8月1日現在)

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定件数	105	49	37	13	6

このほか平成19年度、平成20年度以降の申請見込件数は都道府県を通じて調査した結果、平成19年4月1日現在、約2,000件程度の見込み

これまでの連携方策

- 文部科学省と厚生労働省に「幼保連携推進室」を設置
- 関係者の研修会における業務説明、個別園の相談対応
- 認定こども園に関するパンフレット配布、ホームページの開設・更新
- 都道府県・市町村における認定こども園担当の窓口の一本化の推進など

今後の取組

制度創設から1年が経過し、現場における運用の実態等も見えつつあることから、地方公共団体をはじめ施設や保護者の要望や意見を把握し、認定こども園が一層積極的に活用されるよう、年度内に実態調査を実施し、今後、改善方策等の検討を進める。